

鹿労発基 0618 第 3 号
令和 7 年 6 月 18 日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局長
(公印省略)

令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策について、令和 7 年 3 月 7 日付け鹿労発基 0307 第 2 号「令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところですが、今般、別添のとおり、全国における「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられました。

つきましては、貴団体におかれましても、この確定値とともに、令和 7 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則の周知用パンフレットを御活用の上、熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための措置内容について、会員事業場等に対し改めて周知を図っていただき、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

改正労働安全衛生規則関係のパンフレットについては、当局ホームページから閲覧、ダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

・職場における熱中症対策の強化について

～令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されます～
(鹿児島労働局 HP)



担当：労働基準部健康安全課